

○「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(5) (略)</p> <p>(6) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。<u>また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p>	<p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)-(5) (略)</p> <p>(6) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。</p> <p>(7) <u>校舎の区分使用</u></p> <p><u>設置者が建物（自己所有に限る。）の区分使用により専修学校を設置しようとする場合は、次の条件のいずれにも該当するものであること。</u></p> <p><u>ア 当該専修学校として使用する部分と他の施設として使用する部分の区分が明確になされていること。</u></p> <p><u>イ 専修学校と専修学校以外の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該専修学校に至る通路等が当該専修学校の専用であること。</u></p> <p><u>ウ 当該専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。</u></p> <p><u>エ 併置施設が専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。</u></p> <p><u>オ エの条件が将来的にも担保される確約（法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書等）があること。</u></p>

改正後	現行
<p>(7) (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)</p> <p>アーウ (略)</p> <p>エ 専修学校として使用する部分が一棟又は階全体であること。<u>ただし、階全体の場合は次の条件のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>(ア) 出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。</u></p> <p><u>(イ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分と専修学校以外の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。</u></p> <p><u>(ウ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。</u></p> <p><u>(エ) 専修学校以外の施設が専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。</u></p> <p>オーカ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(8) (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)</p> <p>アーウ (略)</p> <p>エ 専修学校として使用する部分が一棟又は階全体であること。ただし、<u>階全体の場合は出入口及び当該専修学校に至る通路等が学校の専用であり、かつ、第1の6(7)ア、ウ及びエの条件に該当すること。</u></p> <p>オーカ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正後	現行
<p><u>(3) 専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあつては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当すること。ただし、国、地方公共団体が所有する建物で、長期にわたり安定して使用できる権利を有し、次のいずれの条件にも該当する場合には、当該建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。</u></p> <p><u>ア (1)エ(イ)から(エ)の条件に該当すること。</u></p> <p><u>イ (1)エ(エ)の条件が将来的にも担保される取決め等(寄附行為への規定及び法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書並びに不動産賃貸借契約への明記等)があること。</u></p> <p><u>ウ 専修学校と専修学校以外の施設として区分使用する場合は、出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。</u></p> <p><u>エ 校舎の面積は、専修学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えること。</u></p> <p><u>オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。</u></p> <p><u>(4) 専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあつては、次の条件のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有すること。</u></p> <p><u>イ (1)エ(イ)、(ウ)及び(3)エ、オの条件に該当すること。</u></p>	<p><u>(3) 設置者が建物の区分所有により専修学校を設置しようとする場合は、次の条件のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>ア 出入口及び当該専修学校に至る通路等が学校の専用であること。</u></p> <p><u>イ 第1の6(7)ア、ウ及びエの条件に該当すること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>ウ 建物を区分所有する専修学校以外の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に基づく規約及び借地契約への明記等）があること。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(5)－(11) (略) 8－11 (略)</p> <p>第2－第5 (略)</p> <p>附則 (略) 附則 (略) 附則 (略) <u>附則</u></p> <p><u>1 この基準は、令和元年8月23日から施行する。</u> <u>2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。</u> <u>ただし、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>以下 (略)</u></p>	<p><u>(4) (3)にかかわらず、高等課程については、建物の区分所有による設置は、認めない。</u></p> <p>(5)－(11) (略) 8－11 (略)</p> <p>第2－第5 (略)</p> <p>附則 (略) 附則 (略) 附則 (略)</p> <p><u>以下 (略)</u></p>